

市税の納付は便利な口座振替(自動払込)で

口座振替は、あなたのご指定の預貯金口座から市税を自動的に振替納付することができ、納税のためにわざわざ金融機関等にお出かけいただく必要がなくなります。

まだ利用されていない方は、ぜひこの制度をご利用ください。

利用申し込みの手続き

市が指定した金融機関等の窓口または本庁税務課、各支所納税窓口で『伊賀市市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)』に必要事項を記入の上、お申し込みください。一度申し込みと翌年度以降も継続されますので、毎年の手続きは不要です。

【申し込みに必要なもの】

- (1) 預貯金通帳
- (2) 預貯金通帳の届印

※口座振替の開始を希望する期の納期限日の約1カ月前に申し込みをしていただかないと、振替できない場合があります。

口座振替の対象

- ▼市県民税(普通徴収分)
- ▼固定資産税
- ▼軽自動車税
- ▼国民健康保険税

※納付書に「随」と記された「随時課税分」は、口座振替の対象となりませんので納付書で金融機関等でお納めください。

※固定資産税および軽自動車税の場合は、申請された納税義務者名義の全部が対象になります。
※土地や家屋を相続した時や共有となった時には、固定資産税の口座振替の申し込みが再度必要となります。

振替日



▼「期別」を指定された場合は、各納期限の日に振り替えます。

▼「全期」を指定された場合は、第1期の納期限日に年税額を一括して振り替えます。

▼残高不足等で振替不能となった場合、再振替はいたしません。後日、市から送付する口座振替不能通知書で納めてください。2期以降は、その年度に限り「期別」の扱いになり、各納期限の日に振替となります。

口座振替済通知書の送付

口座振替済通知書の送付は行いません。各納期の振替済額については、預貯金通帳でご確認ください。

【問い合わせ】

本庁税務課収納係

☎ 22・9612

なお、軽自動車税のうち車の必要な車両の分については、納税証明書を送付します。

平成18年度伊賀市市税納期限一覧表

市県民税		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
4月		1期	5月 1日			1期	5月 1日
5月				全期	5月31日	2期	5月31日
6月	1期	6月30日					
7月			2期	7月31日			
8月	2期	8月31日				3期	8月31日
9月						4期	10月 2日
10月	3期	10月31日				5期	10月31日
11月						6期	11月30日
12月			3期	12月25日		7期	12月25日
1月	4期	1月31日				8期	1月31日
2月			4期	2月28日		9期	2月28日
3月						10期	4月 2日

■ご利用いただける金融機関等(口座振替取扱金融機関)

百五銀行、北伊勢上野信用金庫、三重銀行、第三銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、滋賀銀行、南都銀行、東海労働金庫、伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、郵便局

第1号被保険者の 介護保険料が変わります

●第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、伊賀市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

●伊賀市の平成18年度から20年度の「基準額」は次のとおり決まりました。

伊賀市の基準額
4万8000円（年額）

「基準額」は所得段階の「第4段階」の額にあたります。この「基準額」をもとに、世帯および所得の状況によって1段階から6段階の保険料に分かれます。 ※第2段階の対象者の負担能力に配慮し、細分化しました。今までの第3段階以上の対象者の段階は1段階ずつ繰り上がります。

●税制改正の影響により、所得段階区分が上がる対象者は、保険料負担の急激な増加

を避けるため、緩和措置として保険料率を3カ年で段階的に引き上げていきます。ただし、平成18年度の暫定賦課（仮算定）については、

年度	保険料段階	保険料率
17年度	第2段階	0.725
	↓	↓
18年度	第4段階	0.83
	↓	↓
19年度	第4段階	0.91
	↓	↓
20年度	第4段階	1.0

旧所得段階に基づく保険料額を通知します。
《例》第2段階→第4段階の場合

所得段階	対象となる方	保険料の割合	保険料（年額）
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	基準額×0.5	24,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得+年金収入が80万円以下の方	基準額×0.5	24,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	基準額×0.75	36,000円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）	基準額×1.0	48,000円
第5段階	本人が市民税課税（前年の合計所得金額が200万円未満の方）	基準額×1.25	60,000円
第6段階	本人が市民税課税（前年の合計所得金額が200万円以上の方）	基準額×1.5	72,000円

【問い合わせ】本庁介護保険課 ☎ 26・3940

事業主の皆様へ

～労働保険の年度更新および加入について～

労働保険に加入している事業場の年度更新（平成17年度確定保険料と平成18年度概算保険料の申告と納付）は平成18年4月1日から5月22日までとなっておりますので、お忘れなく、お早めに申告・納付をしてください。

労働保険とは、労働者が業務上や通勤途上で被災した場合に必要な給付を行う労災保険と、労働者が失業した場合に労働者の生活および雇用の安定を図るために必要な給付を行う雇用保険の総称であり、労働者を1人でも雇っている事業主は労働保険に加入する義務があります。

まだ加入されていない事業主は、早急に最寄の労働基準監督署・公共職業安定所で成立手続きを行ってください。

【問い合わせ】 三重労働局総務部 労働保険徴収室
（津市島崎町327-2）
電話 059-226-2100

浄化槽を設置されている皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設です。しかし、正しい管理を怠ると汚れた水が川や海を汚していきます。私たちの身近な環境を守るため、浄化槽法では、①保守点検、②清掃、③法定検査の実施が義務付けられています。そのうち、③法定検査は、県知事の指定を受けた社団法人三重県水質保全協会が実施します。同協会より検査の通知文が送付されますので検査を受けてください。

実施時期につきましては、上野支所管内が4月～6月、伊賀支所管内が6月～8月、青山支所管内が7月～8月、阿山支所管内が8月～10月、大山田支所管内が9月～11月、島ヶ原支所管内が10月～12月となっています。

※もし、使用していない浄化槽について、通知文が届いた場合は、同協会までご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ】 社団法人 三重県水質保全協会
電話 059-226-0010（検査部）